



## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年1月16日

(あて先) 旭川市長

## 提出者

住 所 旭川市4条通19丁目右6号  
 氏 名 医療法人社団 shindo  
 理事長 進藤 正明  
 電話番号 0166 (65) 0101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	旭川リハビリテーション病院
事業場の所在地	旭川市緑が丘東1条1丁目1番1号
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

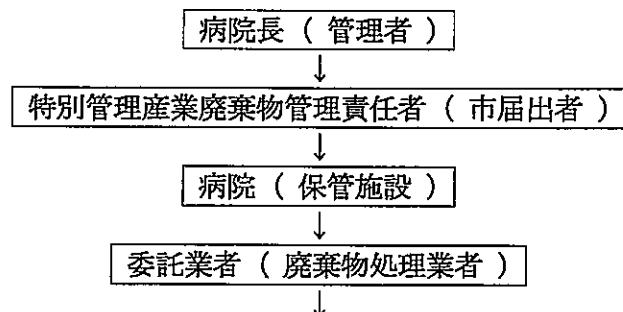
①事業の種類	医療業・病院（中分類：医療業「83」・小分類：病院「831」）
②事業の規模	病床数298床（医療機関：病床数「前年度末時点」）
③従業員数	479名（令和6年4月1日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>廃棄物の発生</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>院内における適切な分別及び保管</li> <li>委託業者による収集運搬</li> <li>委託業者による中間処理（焼却）</li> <li>委託業者による最終処分（埋立）</li> </ol>

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



- ① 収集・運搬業者「特別管理産業廃棄物」エア・ウォーター物流（株）旭川営業所
- ② 中間処理業者「焼却」合同会社E S G（ステリサイクル北海道）
- ③ 最終処理業者「管理型埋立」角山開発（株）（赤平市）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	277.35 t	t
①現状 (これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別方法の周知徹底を行うことで排出の抑制・資源のリユース</li> <li>・ 環境省「感染性廃棄物処理マニュアル」の遵守・周知</li> <li>・ 電子マニフェストの導入による電子化及びデータの活用</li> </ul>		
②計画 (今後実施する予定の取組)		
今後も継続して分別の周知徹底等を行っていく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄方法に関するマニュアルを作成し、分別の周知徹底を行うことで排出の抑制・資源のリユースを行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も継続して分別の周知徹底等を行っていく。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（平成 年度）実績】	
①現状		特別管理産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量			t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
②計画		特別管理産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量			t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（平成 年度）実績】	
①現状		特別管理産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量			t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量			t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
②計画		特別管理産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	277.35 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分の委託に関する契約に当たっては許可証等の提出を求める。</li> <li>・ 法令に基づいたマニフェストの適正管理を行う。</li> <li>・ 委託業者との契約情報の確認を行う。</li> <li>・ 委託する廃棄物の分別状況の確認を行う。</li> </ul>			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	277.0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も継続して、契約の際には、許可証等の提出を求める。</li> <li>・ 法令に基づいたマニフェストの適正管理を行う。</li> <li>・ 分別の周知徹底、委託業者との密な連携を行う。</li> <li>・ 処理施設の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から施設の稼動状況等、適正処理が行われているか確認する。</li> </ul>			
※事務処理欄			

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。